

# 1970年代における世界砂糖市場の 変容とカリブ諸国

はし の たえ こ  
星 野 妙 子

はじめに

- I 1970年代前半までの世界の砂糖貿易とカリブ諸国
  - II 英連邦砂糖協定とアメリカ砂糖割当制の終了
  - III 1970年代後半のカリブ砂糖貿易
- 結びにかえて

## はじめに

カリブ地域は「世界の砂糖つぼ」という呼び名に象徴されるように、17世紀から今日に至るまで世界の一大砂糖供給基地の役割を担ってきた。カリブ地域の歴史すなわち砂糖産業の歴史、といっても過言ではなく、同産業がこの地域の経済・社会の形成にいかにも重要な役割を果たしてきたかは、ウィリアムズ (Eric Williams) が大著『コロンブスからカストロまで』(註1)で詳細に述べるところである。19世紀前半に至るまで、カリブ地域は世界の砂糖生産において独占的地位を占めていたが、その後、他の熱帯地域での甘蔗糖の生産、さらに温帯地域での甜菜糖の生産が急増するにつれ、その相対的地位は低下の一途を辿っていった。1977年においてカリブ地域の砂糖生産量は、世界総生産量の10%、世界の甘蔗糖生産量の16%を占めるのみである(註2)。しかし輸出の面では依然として重要な地位を占めており、第1表に示すように、1977年において同地域からの輸出は世界の砂糖総輸出量の29%を占めた。つまり世界市場に供

給される砂糖の3分の1がカリブ産なのである。

近年において多くのカリブ諸国が輸出産品の多様化による砂糖依存経済からの脱却を図っている。しかしこれら諸国の国民経済において、砂糖の占める地位は依然として高い。一例として主要砂糖輸出国のその輸出額が各国の輸出総額に占める比率を第2表に掲げよう。カリブ地域最大の輸出国であるキューバにおいては、輸出総額の8割前後を砂糖が占めている。第2の輸出国であるドミニカ共和国については3割から6割の数字を示している。ジャマイカ、ガイアナ、トリニダード・トバゴ、バルバドス等の旧イギリス領諸国についても、産油国であるトリニダード・トバゴの場合を除き、砂糖が依然として重要な外貨収入源であることが明らかになる(註3)。

本稿は以上のように世界的にみても、また国民経済的にみてもいまだ重要な位置を占めるカリブ砂糖産業の1970年代の動向を、主に貿易の側面から検討するものである。筆者の問題関心は、近年のカリブ砂糖産業の変容過程、より具体的に言えば先進資本主義諸国のイニシアティブのもとで開発されてきたカリブ砂糖産業が、キューバ革命やイギリス領諸国の独立が相次ぎ、ナショナリズムが高揚した1960年代以降、いかなる変容をとげつつあるのかを明らかにすることにあるが、本稿において1970年代の貿易に分析の焦点をあてるの

第1表 カリブ諸国の砂糖輸出量と世界総輸出量に占める比率

(単位: 1,000トン)

国名	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977
バルバドス	128	102	109	97	84	93	106
ベリーズ	60	70	78	88	81	58	86
キューバ	5,511	4,140	4,797	5,491	5,744	5,764	6,238
ドミニカ共和国	1,011	1,141	1,070	1,055	975	999	1,117
ハイチ	25	20	14	16	11	6	0
ジャマイカ	310	286	271	278	265	250	222
リーワード・ウィンドワード諸島	36	25	22	24	23	33	39
トリニダード・トバゴ	169	183	142	139	110	158	141
ガイアナ	362	320	238	312	295	306	218
スリナム	1	4	...	0	0	...	2
計 A	7,613	6,291	6,741	7,500	7,588	7,667	8,169
世界総輸出量 B	20,956	21,786	22,420	21,934	20,448	22,534	28,216
A/B×100(%)	36.3	28.9	30.1	34.2	37.1	34.0	29.0

(出所) 精糖工業会『砂糖統計年鑑 1978年』1979年 223~225ページ。

(注) ここで砂糖とは、分みつ糖。粗糖換算。

第2表 粗糖・糖みつ輸出額の総輸出額に占める比率 (%)

国名	1972	1973	1974	1975	1976	1977
バルバドス	36.0	35.2	35.8	49.1	32.6	29.2
キューバ	74.1	75.4	86.5	89.8	86.9	83.4
ドミニカ共和国*	45.8	42.0	n.a.	62.6	34.9	27.9
ジャマイカ	11.9	10.4	11.7	20.0	10.4	10.0
トリニダード・トバゴ	5.5	3.6	2.7	4.4	2.3	1.7
ガイアナ	35.0	27.8	49.6	50.4	35.0	28.5

(出所) バルバドス、トリニダード・トバゴ、ガイアナ: Eurostat, *ACP Yearbook of Foreign Trade Statistics 1972-78*, ルクセンブルグ, 1981年, 34, 43, 243, 252, 604, 616ページ。キューバ: Dirección Central de Estadística, *Anuario Estadístico de Cuba 1973*, ハバナ, 1975年 186ページ, 同1979, [c. 1981年], 163ページ。ドミニカ共和国: Oficina Central de Estadística, *Comercio Exterior de la República Dominicana Anuario 1972-73*, サント・ドミンゴ, [c. 1979年] xi, xxii ページ, 同 *Anuario 1977*, 1979年 11, 17ページ。ジャマイカ: Department of Statistics, *Statistical Yearbook of Jamaica 1979*, キングストン, 1980年, 595ページ。

(注) \* 粗糖輸出額の比率のみ。

は、この変容過程を考察するにあたってぜひとも検討を必要とするような、カリブ砂糖産業の歴史にとって画期的ともいえる事態が、1970年代に、

輸出市場において発生したためである。その事態とは、1974年における英連邦砂糖協定の終了とそれに代わるロメ協定砂糖議定書の締結、ならびにアメリカにおける砂糖割当制の終了である。本論でも述べるように、世界砂糖市場における輸出国間の国際競争は非常に厳しく、市場確保の成否は砂糖産業の存続を左右する重大事である。キューバを除くカリブ砂糖輸出国はそれまでイギリス、アメリカの二つの特惠市場への輸出に大きく依存していたため、これら市場における特惠関係の変更、ないしは終了の影響を大きく受けることとなった。本稿のねらいは第1に、上述のような一連の事態によって1974年を境に世界の砂糖市場がいかなる変容をとげたのかを明らかにすること、第2にそのことがカリブ諸国の砂糖輸出にいかなる影響を及ぼしたのかを検討することにある。この2点をおさえることは、今後各国の生産体制へ分析を進めていくに際して、それがおかれた国際環境を把握するという意味から重要な作業であるし、さらにそのことによって近年のカリブ諸国の砂糖産業の変容が、どの程度まで国外の要因に規

定されたものなのかを明らかにすることができよう。

(注1) Williams, E., *From Columbus to Castro: The History of the Caribbean 1492-1969*, ニューヨーク, Harper & Row, 1970年(川北稔訳『コロンブスからカストロまで——カリブ海城史 1492-1969——』岩波書店 1978年)。

(注2) 年産1万ト以上のバルバドス, ベリーズ, キューバ, ドミニカ共和国, ハイチ, ジャマイカ, リーワード・ウィンドワード諸島, トリニダード・トバゴ, ガイアナ, スリナムの粗糖生産量の合計。精糖工業会『砂糖統計年鑑 1978年』1979年 215~218ページ。以下において特にことわりのない場合, 砂糖に関する統計数字は粗糖換算である。また『砂糖統計年鑑』からの引用は, 年度と引用ページのみをしるす。

(注3) 輸出総額に占める砂糖の比率が相対的に低い旧イギリス領カリブ諸国に関して, 砂糖産業の国民経済における重要性を示す数字をいくつかつけ加えよう。

たとえば雇用に関していえば, 1970年代初頭に, 砂糖産業はジャマイカとガイアナにおいては全就業人口の8割, セント・キッツにおいては20割を雇用していたといわれる。耕地利用に関していえば, 甘蔗栽培面積は1960年代末のジャマイカにおいては全耕地面積の44割を占めていた。また少々年代がさかのぼるが, 1960年代初頭のバルバドスにおいては同島の可耕地の60割が甘蔗栽培用であったといわれる。*Quarterly Economic Review, The West Indies, Bahamas, Bermuda, British Honduras, Guyana*, 第2号, 1971年, ロンドン, 16ページ; *Department of Statistics, Census of Agriculture 1968-69 Jamaica Final Report*, キングストン, 1973年, 41ページ; *International Sugar Council (略称ISC), The World Sugar Economy, Structure and Policies*, 第1巻, *National Sugar Economies and Policies*, ロンドン, ISC, 1963年, 155ページ。

## I 1970年代前半までの世界の砂糖貿易とカリブ諸国

本論に入る前に, 世界の砂糖貿易の構造を理解

するうえで重要だと思われる砂糖貿易の特徴を2点指摘しておきたい。

第1点は, 世界市場において先進国と発展途上国, いわば南北の競争が非常に厳しいという点である。それは砂糖が熱帯作物である甘蔗と温帯作物である甜菜の二つの作物から生産されることによるものである。さらに近年は, 主にとりもろこしを原料とする異性化糖, チクロ, サッカリン等の人工甘味料の出現により, 世界市場における競争は一層熾烈なものとなっている。現在, 世界の甘蔗糖と甜菜糖の生産比は6対4といわれている(注1)。

砂糖貿易の第2の特徴は, 自由市場の変動がきわめて著しい点である。それは砂糖が世界のほとんどの国で生産可能であり, 総生産量に対し世界市場で取引される量が小さいことと関連している。1971~77年において総生産量に占める総輸出入量の比率は25~31割の間を変動していた(注2)。輸入国は国内の需要と供給の差を輸入によりまかなうわけであるが, 生産国の豊作が世界的に重なった場合, 世界市場において余剰が, また反対に不

第3表 世界の砂糖特惠取引(1966~70年平均)

(単位: 1,000トン, 粗糖換算)

アメリカ	砂糖法にもとづく砂糖割当中 海外割当	4,310
イギリス	英連邦砂糖協定中の協定価格割当	1,745
キューバ	コメコン諸国, 中国への輸出	3,400
ポルトガル	アンゴラ, モザンビークからの輸入	160
コンゴ(ブラザビル)およびマラガン共和国	OCAM*への輸出	100
ウガンダ	ケニヤ, タンザニアへの輸出	10
EC内での推定砂糖純取引量 1968~70		550

(出所) Grissa, A., *Structure of the International Sugar Market and its Impact on Developing Countries*, パリ, OECD, 1976年, 17ページ。

(注) \* Joint African and Malagasy Organisation.

作が重なった場合不足が発生し、それがただちに自由市場価格の下落・高騰をひきおこすのである。ちなみに1970年代において、自由市場価格の最高はポンド当り56 $\text{¢}$  (ISC 基準価格 1974年11月平均)、最低は3 $\text{¢}$  (同 1970年1月)であった(注3)。自由市場の変動をさらに著しくしている要因のひとつは、特惠市場の存在である。1960年代後半において第3表に示すような特惠市場が存在していた。同じ時期の世界の砂糖総輸出量を2150万トンとする(注4)、その48%を占めている。特惠市場の存在は自由市場へ流れる砂糖の量を制限し、その変動をより顕著にする。世界の主な特惠取引は、同表に示すように、砂糖法にもとづく割当制のもとでのアメリカへの輸出、英連邦砂糖協定にもとづく英連邦諸国からイギリスへの輸出、およびキューバからコメコン諸国、中国への輸出であった。そしていずれの特惠市場にもカリブ諸国が深く関与していたのであった。

以下においては世界の三つの特惠市場と自由市場の概要を明らかにし、カリブ諸国からこれら市場への輸出状況を検討することにより、1973年までのカリブ砂糖貿易の特徴を明らかにしたい。

## 1. 世界の砂糖貿易

### (1) イギリス市場

1974年までのイギリスへの砂糖輸出は1951年に調印された英連邦砂糖協定に規制されていた(注5)。カリブ諸国のなかで同協定に加盟していたのは、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、ガイアナ、バルバドス、リーワード・ウィンドワード諸島、ベリーズ(旧イギリス領ホンジュラス)の旧イギリス領諸国である。一般に特惠取引の主たる目的は特定市場へ安定した量の砂糖を安定した価格で供給するという点にあるため、その中身も輸出割当量の配分、価格の設定が主なものとなる。

第4表 英連邦砂糖協定輸出割当 (1972~74年)

(単位: 1,000トン, 粗糖換算せず)

	協定基準割当 <sup>1)</sup>	協定価格割当
西インド, ガイアナ	966	737
イギリス領ホンジュラス <sup>2)</sup>	36	21
(カリブ諸国 計)	(1,002)	(758)
オーストラリア	640	340
東アフリカ	20	7
フィジー	235	142
インド	137	25
モーリシャス	518	386
スワジランド	122	86
ローデシア <sup>3)</sup>	137	25
総計	2,811	1,770

(出所) 日本精糖工業会『砂糖統計年鑑 1973年』1974年 21ページ。

(注) 1) 割当国がその協定基準割当を消化できない場合、不足分は他の地域へ再配分される。

2) 現ベリーズ (1981年独立)。

3) 1973年当時ローデシアへの割当は停止されていた。

英連邦砂糖協定の場合も同様であった。同協定にもとづく砂糖取引は次のように実施された。

割当量に関しては、基準割当 (overall agreement quota, OAQ) と協定価格割当 (negotiated price quota, NPQ) が、1965年までは毎年、それ以降は3年ごとに、イギリス政府と輸出地域の代表との間で交渉により決定された。OAQは輸出総枠、NPQはその一部を構成する。NPQは後述の協定価格と特惠関税の対象となり、輸出入国双方に販売・購入の義務がある割当量である。OAQ中のNPQを超える部分は自由割当 (free quota) と呼ばれ、特惠関税のみの対象となる。その場合の市場はイギリスに加えてカナダが含まれる。輸出割当はベリーズを除くカリブ諸国の場合、この地域の製糖業者、輸出業者を代表する西インド砂糖協会 (The West Indies Sugar Association) へ一括して割り当てられ、同協会が各国への割当を行なった(注6)。1972~74年の割当量は第4表に示すとおりである。カリブ諸国はあわせて約76万トンのNPQ

Qを受けていた。

価格は生産コストをもとに割当量と同様に交渉で決定され、協定価格 (negotiated price) と呼ばれていた。全般的に自由市場価格よりも高く維持されていた。この価格が適用されるのは協定価格割当分のみで、自由割当分には自由市場価格が適用された。協定加盟国中の発展途上国に対しては、協定価格割当に対し自由市場価格の変動に応じてさらに特別割増金 (additional special payment) の支払いが行なわれた<sup>(注7)</sup>。

協定の実施において中心的役割を果たしたのはイギリス砂糖庁 (Sugar Board——1957年以前はイギリス政府) である。同庁は協定の定める価格で加盟国から粗糖を買い取り、自由市場価格でそれを国内の製糖業者に売り渡した。協定価格と自由市場価格の差額は砂糖庁の負担となるわけであるが、この負担は砂糖消費税の徴収によりまかなわれた<sup>(注8)</sup>。

後にのべる1975年のロメ協定砂糖議定書の締結との関連でここで指摘しておきたい点は、英連邦砂糖協定におけるイギリスの製糖業者の利益である。イギリスの甘蔗糖精製は、テイト・アンド・ライル社 (Tate & Lyle Refineries Ltd.) 1社にほぼ独占されているといわれている。同社はイギリス政府の負担によって粗糖を一般的に安い市場価格で購入することができたわけである。さらに重要なのは、同社が英連邦の産糖国に甘蔗プランテーション、製糖工場をもち、これら諸国の砂糖生産のかなりの部分を支配していた点である<sup>(注9)</sup>。1973年のイギリスのEC加盟に伴い英連邦砂糖協定は1974年12月31日で終了することになるが、それにより既得権益を脅かされたのは、砂糖輸出国ばかりでなくイギリスの製糖業者も同様であったのである。

## (2) アメリカ市場

1974年までのアメリカへの砂糖輸出は、1934年に制定された砂糖法に規制されていた<sup>(注10)</sup>。同法の規定にもとづいて実施されたのが砂糖割当制であった。カリブ諸国においてその対象となったのは旧イギリス領諸国とドミニカ共和国、ハイチである。1960年にアメリカ政府が禁輸措置をとるまではキューバも対象国であり、しかも最大の割当量を与えられていた<sup>(注11)</sup>。

砂糖割当制は、アメリカ市場へ安定した量の砂糖を安定した価格で供給するために、アメリカ政府が国内生産者および輸出国に割当量を配分し、供給量を調整する制度である。割当量の配分は、毎年、(1)農務長官によるアメリカ本土における年間の砂糖総供給必要量の確定、(2)アメリカ本土地域と海外地域への総量の割振り、(3)各国の輸出量の決定、の順序で行なわれた<sup>(注12)</sup>。1973年におけるカリブ諸国とその他の主要割当国の割当量は第5表に示すとおりである。表中の「最終基準割当」とは年間供給必要量にもとづいて配分された割当量、「不足再配分」は最終基準割当が充足されず他の国々に再配分された割当量、「砂糖法202条(d)(1)(B)による配分」とはキューバ、南ローデシア、バハマ、ウガンダへの割当留保分を他の輸出国へ再配分した量を示す<sup>(注13)</sup>。当該年の最終的な割当量は「最終調整割当」である。同表によればカリブ諸国の割当量の総割当量に占める比率は8.3%<sup>6</sup>、海外地域総割当量に占める比率は17.9%<sup>6</sup>であった。なかでもドミニカ共和国の比重が大きく、同国はフィリピンにつぐ第2の対米砂糖輸出国であった。

アメリカ国内の砂糖価格は、上記にのべたように需要にあわせて供給量を調整しているため、自由市場価格よりはるかに安定しており、しかも通

第5表 アメリカ砂糖割当(1972年)

(単位: 1,000トン, 粗糖換算)

	最終基準割当	不足再配分	砂糖法 202条(d)(1)(B)項の規定による配分	最終調整割当
1. 国内地域				
国内甜菜	3,349	-220	0	3,130
米本土甘蔗	1,491	0	0	1,491
ハワイ	1,105	-94	0	1,011
プエルト・リコ	776	-639	0	137
計	6,721	-953	0	5,769
2. 海外地域				
フィリピン	1,022	277	0	1,299
メキシコ	338	140	114	591
ブラジル	329	136	111	577
ペルー	236	93	79	408
オーストラリア	150	4	38	191
カリブ諸国				
ドミニカ共和国	382	158	129	668
西インド・ガイアナ	123	-3	41	161
イギリス領ホンジュラス (現ベリーズ)	20	8	7	36
ハイチ	18	-4	6	20
(カリブ諸国計)	(543)	(159)	(183)	(885)
その他の諸国	647	144	194	985
海外地域計	3,265	953	719	4,936
総計	9,986	0	719	10,705

(出所) 日本精糖工業会『砂糖統計年鑑 1973年』1974年 220ページ。

常の状態では高値で安定している。輸入糖は粗糖換算ポンド当り0.625¢の関税を課された後、この全般的に高く維持された国内向け価格で取引された<sup>(注14)</sup>。輸出国は安定した割当量と高い価格の二つの利益を享受できたわけである。

### (3) コメコン・中国市場

ここで特恵取引として取り上げるのは、キューバからコメコン諸国、中国への輸出である。1960年までのキューバの主な砂糖輸出先はアメリカであった。1950年代において総輸出量の約60%が上述の割当制のもとでアメリカへ輸出されたといわれている<sup>(注15)</sup>。しかしキューバ革命の進行にともない1960年7月にアメリカ政府がキューバ糖の禁輸措置をとったことにより、またそれに対抗して革命政府がアメリカの在キューバ資産の国有化を宣言するに至り、アメリカ市場の喪失は決定的

となった。そして輸出先を失ったキューバ糖をソ連を中心とする社会主義諸国がひきうける形でキューバからこれら諸国への特恵輸出が本格的に開始されたのであった。

キューバ糖の社会主義諸国への輸出は協定にもとづいて実施されている。最も重要な輸出先であるソ連との協定の内容を、資料の入手しうる範囲で以下にのべよう。

1960年3月に、キューバはソ連と年間100万トンの5年間の輸出協定を結んだ。同年7月にアメリカの禁輸措置が発表されると、輸出量は170万トンに引き上げられ、1961年に限ってさらに170万トンの輸出が認められた<sup>(注16)</sup>。1964年には、1965~70年に関する輸出協定が結ばれた。同協定には、輸出量は1965年210万トン、66年300万トン、67年400万トン、68~70年各500万トンとすること、価格はポンド当

り6¢とすることが明記された(注17)。1975～80年の協定はソ連がポンド当り30¢で不確定量の砂糖を買付けることを規定している(注18)。東欧諸国、中国との間にも同様の輸出協定が結ばれているといわれている(注19)。

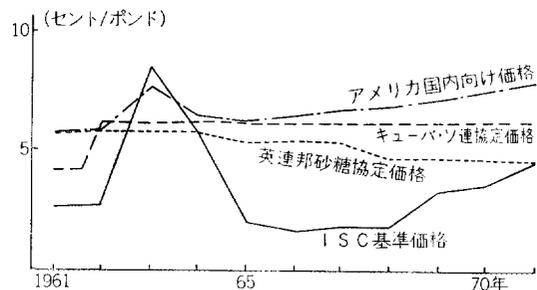
ソ連との取引価格は自由市場価格よりも高く設定されている。他の社会主義諸国との取引も対ソ価格かそれに準じた価格で行なわれているといわれている。しかし代金の支払いはほとんどが財・サービスの供与の形で行なわれている(注20)。そのため、外貨不足に悩むキューバは、たとえ価格が低くとも輸出の一定量を自由市場に依存せざるをえず、場合によっては社会主義圏への輸出よりも自由市場向け輸出を優先する場合もあるといわれている(注21)。

以上のべた特恵取引以外の取引はほとんどが世界自由市場で行なわれていた。特恵市場を確保している砂糖輸出国も、多くが割当量を消化してもまだ輸出余剰を有するため、自由市場に輸出の一部を依存せざるをえない。カリブ諸国においても事情は同様である。以下においては自由市場の概要を述べよう。

#### (4) 自由市場

砂糖の自由市場は世界のほとんどの砂糖輸出国と輸入国が加盟する国際砂糖協定(International Sugar Agreement, 略称 ISA)の統制下にあるため、厳密な意味では自由市場とはいえない。砂糖の自由市場価格の変動がきわめて著しいことは前に述べたが、ISAは糖価変動を抑制することを主たる目的として締結された協定である。期限は5年、5年経過後延長されることもあり、1937年の第1回協定以降、1953、58、68、73、77年に締結されている。つまり第2次大戦以降、ほとんどの年に

第1図 砂糖割引価格の比較



(出所) 英連邦砂糖協定価格: 第3表と同じ(25ページ)。アメリカ国内向け価格: 精糖工業会『砂糖統計年鑑 1978年』246ページ。キューバ・ソ連協定価格: 精糖工業会『海外砂糖情報』第7号 1977年140ページ。ISC 基準価格: 日本精糖工業会『砂糖統計年鑑 1965年』177ページ; 同 1967年 175～176ページ; 同 1971年 228～229ページ; 同 1973年 222～223ページ。

(注) 英連邦砂糖協定価格は、1964年まではcif、その後はfas、アメリカ国内向け価格はcif。キューバ・ソ連協定価格は、キューバ fob。ISC 基準価格は、カリブ諸港 fob。

自由市場を規制する規定として存在していたわけである。ただし糖価変動の抑制という目的を十分果たしているとはいえず、それは先に述べたように1970年代の自由市場価格が最低ポンド当り3¢、最高56¢と大きく変動していることから明らかであろう。

糖価変動の抑制はつぎのような輸出量の調整により行なわれる。まず各加盟輸出国について過去の輸出実績にもとづいて基礎輸出割当量が決定された。各国の実際の輸出量は、自由市場価格の変動に応じてこの基礎割当量に一定比率をかけて決められる。基準となる自由市場価格はISA加盟国から構成される国際砂糖理事会(International Sugar Council, 略称 ISC)が発表するISC 基準価格である。同価格はロンドンとニューヨークの自由市場価格をもとに算出される(注22)。基礎割当量にかけられる比率は、基準価格の変動に応じて、たとえば

1968年 ISA においては以下のように定められた(注23)。

ISA 基準価格 <sup>ドル/ポンド</sup>	輸出割当量
3.25以下	基礎割当量の85%
3.25~4.00	同 90~95%
4.00~4.50	同 100%
4.50~5.25	同 110%
5.25以上	輸出割当停止

1968年 ISA におけるカリブ諸国の基礎割当量(1969~71年。71年12月より価格高騰により割当停止)は、キューバ215万ト、旧イギリス領カリブ諸国20万ト、ハイチ1万ト、ドミニカ共和国1969年7万5000ト、70年14万ト、71~72年18万6000トであった(注24)。

1968年 ISA には輸入国としてイギリス、アメリカ、ソ連・東欧諸国も加盟していたが、加盟輸出国からこれら諸国への特惠輸出は基礎割当量の枠外におかれることが、特別の条項によって規定されていた(注25)。

以上、世界の主な砂糖市場の概要を述べたが、輸出国にとっての各市場の優位性を比較するひとつの手がかりとして、上記の三つの特惠市場と自由市場における1960年代から70年代初頭の砂糖価格を比較してみよう(第1図)。価格の基準が cif, fas, fob と異なること、市場によっては特別割増金の支払い、関税の徴収が行なわれること、代金の支払い形態が異なること等の理由のために、グラフが各市場の優位性を正確に反映しているとはいえないが、おおよその傾向をつかむことができる。それによれば、自由市場価格は特惠市場価格より1962年を除き大幅に低く、しかも変動も著しかった。特惠市場価格の中で最も高いのはアメリカ国内向け価格であった。しかも同価格は自由市場価格が上昇すると並行して上昇している。長期契約で決められるキューバ・ソ連協定価格は1962

年から71年まで一定していた。英連邦協定価格は三つの特惠市場の価格のなかでは1962年以降最も低かった。しかも65年以降は低下傾向にあった。ただしこれは一部にはポンド切下げの影響もある。

いずれにせよ特惠市場を確保した輸出国は自由市場価格より高く安定した価格を享受できたわけである。

## 2. 1970年代前半のカリブ砂糖貿易

それではこれらの市場へのカリブ諸国の砂糖輸出状況はどのようなものであったのか。

第6表は1970~73年(キューバについては1971~73年)のカリブ主要砂糖輸出国の市場別年平均輸出量を示したものである。この表から読みとれることは、特惠関係の存在を反映して国ごとに輸出市場のかたよりがみられることである。旧イギリス領諸国は輸出の約8割をイギリス市場へ依存している。輸出量は約76万トであるが、これは英連邦砂糖協定で定められた協定価格割当の量にほぼ等しい。アメリカへの輸出は2割弱であり、絶対量では約14万ト、アメリカ砂糖割当量の約7割にあたる。先に英連邦協定価格の方がアメリカ国内向け価格より低いことを述べたが、低い価格にもかかわらずイギリス向け輸出を優先している背景には、協定価格割当分の販売義務規定の存在があると考えられる。その他の市場への輸出はほとんどない。ドミニカ共和国の場合、輸出の7割がアメリカ向けであり、対米輸出量67万トはアメリカ砂糖割当量に等しい。余剰は自由市場へ輸出された。キューバの場合、コメコン、中国への輸出は自由市場への輸出をわずかに上まわっていた。このような各国の輸出市場の構成は、1960年代にも同様にみられるものであった。

以上の事実から明らかになるのはカリブ諸国の

第6表 1970年代前半のカリブ主要砂糖輸出国の市場別砂糖輸出品  
(1970~73年平均, キューバについては1971~73年平均<sup>2)</sup>)

(単位: 1,000トン, カッコ内は%)

	イギリス	アメリカ	コメコン, 中国	その他	計
旧イギリス領諸国 <sup>1)</sup>	758(83)	144(16)	7(1)	9(1)	918(100)
ドミニカ共和国	22(2)	668(67)	41(4)	265(27)	997(100)
キューバ	67(1)	0(0)	2,660(55)	2,089(43)	4,816(100)

(出所) 1970年 トリニダード・トバゴ: Eurostat, *ACP Yearbook of Foreign Trade Statistics 1968-76*, バルバドス ルクセンブルグ, 1977年, 61, 709ページ。  
ガイアナ: Ministry of Finance, *Annual Account Relating to External Trade 1970*, ジョージタウン, 23~24ページ。  
ジャマイカ: Department of Statistics, *External Trade 1970*, キングストン, 238ページ。  
ドミニカ共和国: Oficina Nacional de Estadística, *Estadística Dominicana 1980, Comercio Exterior*, サントドミンゴ, 1981年, 20ページ。  
1971~73年 キューバ: *Statistical Bulletin (ISC)*, ロンドン, 1975年1月, 20, 33, 36, 51, 60, 104ページ。

(注) 1) 旧イギリス領諸国はバルバドス, ガイアナ, ジャマイカ, トリニダード・トバゴの合計, リーワード・ウィンドワード諸島, ベリーズについては1970年の数字が入りできないため除いた。両国あわせて9万トン前後の輸出品である。  
2) キューバについては1970年の中国への輸出品が入りできなかったため, 1971~73年平均とした。

砂糖輸出品が特惠市場の存在に大きく規定されているという点である。特惠関係の存在に支えられて, 1970年代前半まで, 旧イギリス領諸国はイギリスへ, ドミニカ共和国はアメリカへ, キューバは社会主義圏へという形で各国の輸出品は特定の市場へ集中していた。各国はそれぞれの特恵市場で認められた輸出品を消化し, 余剰がある場合には自由市場へ輸出品していたのである。このように特惠市場へ大きく依存した状況においてそれを喪失するという事態は, 輸出品にとっては砂糖産業の存続を脅かすような重大事であることは容易に想像されるであろう。そして1974年に, 旧イギリス領諸国とドミニカ共和国はそのような事態に直面することになる。

(注1) "Sugar in History," *The Courier*, 第75号, 1982年9・10月, 46ページ。

(注2) 『砂糖統計年鑑 1978年』 218, 230ページより算出。

(注3) 『砂糖統計年鑑 1973年』 222ページ; 『砂

糖統計年鑑 1976年』 220ページ。

(注4) 『砂糖統計年鑑 1971年』 215ページ。

(注5) 英連邦砂糖協定の調印に至る経過は, ISC, *The World Sugar Economy, Structure and Policies*, 第2巻, *The World Picture*, ロンドン, 1963年, 193~197ページ参照 (日本精糖工業会訳『世界精糖業の概観』1964年)。

(注6) Jainarain, I., *Trade and Underdevelopment*, ジョージタウン, University of Guyana, 1976年, 240ページ。後述のアメリカ砂糖割当においても, 同様に, 西インド砂糖協会へ一括して割り当てられた。

(注7) 特別割増金の額については Grissa, A., *Structure of the International Sugar Market and its Impact on Developing Countries*, バリ, OECD, 1976年, 第15表参照。

(注8) 同上書 26ページ。

(注9) テイト・アンド・ライル, その他のイギリス系企業のカリブ諸国における権益については, Jainarain, 前掲書, 230~233ページ; Hurtado, M. E., *Sugar: Crisis in the Third World*, ロンドン, World Development Movement, 1980年, 11~13ページ参照。

(注10) アメリカ砂糖法制定の過程については, ISC,

## 1970年代における世界砂糖市場の変容とカリブ諸国

前掲書、第2巻、166～167ページ参照。なお1934年砂糖法は1948年に改正されており、1974年に失効したのは、厳密に言えば1948年砂糖法である。

(注11) 1959年において総割当量の35万トン、海外総割当量の72万トンをも占めていた。同上書 175ページ。

(注12) 割当方法の詳細については以下を参照。

ISC, 前掲書, 第2巻, 191～197ページ; Grissa, 前掲書, 17～21ページ; Johnson, D. G., *The Sugar Program: Large Costs and Small Benefit*, ワシントン, American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1974年, 12～13ページ。

(注13) Johnson, 同上書, 13ページ。

(注14) Grissa, 前掲書, 21ページ。

(注15) Brunner, H., *Cuban Sugar Policy from 1963 to 1970*, ビッツバーグ, University of Pittsburgh Press, 1977年, 9ページ。なお残りの40万トンは自由市場へ輸出されていた。

(注16) ISC, 前掲書, 第1巻, 126ページ。

(注17) Brunner, 前掲書, 150ページの(注52)。ただし、この間の輸出実績は、協定に示す数字を大幅に下まわっていた。

(注18) U. S. Department of Agriculture, *Report on World Sugar Supply and Demand, 1980 and 1985*, ワシントン, 1977年, 116ページ(精糖工業会訳『世界の砂糖需給1980年および1985年の見通し』1978年)。

(注19) ISC, 前掲書, 第1巻, 126ページ; Grissa, 前掲書, 34ページ; Brunner, 前掲書, 55ページ; U. S. Department of Agriculture, 同上書, 115～116ページ。

(注20) 輸出代金の20万トンのみが外貨で支払われているといわれている。Brunner, 前掲書, 125ページ; Grissa, 前掲書, 34ページ。

(注21) *Quarterly Economic Review: Cuba, Dominican Republic, Haiti, Puerto Rico*, 第3号, 1980年, ロンドン, 7～8ページ。

(注22) 1968年ISAにおいては、ロンドン・デイループライズ(カリブ諸港 fob ボンド当りセントに換算したもの)とニューヨーク11号現物相場(1970年11月以降、それまでは8号約定相場)の算術平均。両相場が6ポイント以上開いた場合は低い価格に3ポイント加算(1974年5月まで。その後は価格差10ポイント以上、5ポイント加算)。

(注23) Grissa, 前掲書, 63ページ。1977年ISAに

おいては価格変動幅が11～21¢(後に13～23¢)へ引き上げられ、新たに、価格高騰時に放出するための250万トンの在庫の設置が追加された。

(注24) 同上書 64～65ページ。

(注25) 1968年ISAの条文は、United Nations, *United Nations Sugar Conference 1968*, ニューヨーク, 1968年, 56～75ページ参照。

## II 英連邦砂糖協定とアメリカ砂糖割当制の終了

1973年にイギリスがECに加盟したことによって英連邦砂糖協定は1974年末に期限切れとなる。イギリスのEC加盟に際して最も問題となったのは、砂糖をはじめとする種々の一次産品の輸出についてイギリスと特恵的な貿易関係にあった旧イギリス領諸国の利害をいかに調整するかということであった。長期にわたる交渉の結果、アフリカ、カリブ海、太平洋の旧イギリス領諸国は、EC諸国と同様の関係にあるこれら地域の他の発展途上国とともに(ACP諸国とよばれている)ECと連合協定を結び、貿易、援助等に関してEC内で特定の地位を確保することとなる。それが1975年2月に締結されたロメ協定であった。砂糖に関しては、特に協定の中に砂糖議定書が添えられ、それによって加盟国の対EC輸出について一定の輸出量と輸出価格が保証されることとなった。

一方、1974年6月にアメリカの下院で砂糖法の延長が否決され、国内の生産、輸入、価格について40年にわたる政府の総合的規制の根拠となった同法は1974年末に終息した(注1)。それによってアメリカへの輸出は自由に行なわれるようになる。しかし1976年になり国際的な砂糖の供給過剰がアメリカ国内の糖業を脅かすようになると、政府は国内糖業保護のために関税引上げ、輸入付加金制

第7表 ロメ協定砂糖議定書にもとづく砂糖割当量および対EC砂糖輸出量

(単位: 1,000トン, 割当量は白糖換算, 輸入量は粗糖換算)

	割当量 <sup>1)</sup> 1975/76	対 E C 輸 出 量 <sup>2)</sup>					
		1974	1975	1976	1977	1978	1979
カリブ地域							
ババルバドス	49.3	50.9	53.4	47.7	63.4	58.3	49.8
ガイアナ	157.7	159.2	151.8	198.6	170.3	186.2	160.7
ジャマイカ	118.3	144.3	128.8	153.7	137.1	152.5	88.8
トリニダード・トバゴ	69.0	88.9	76.9	78.6	94.4	59.4	74.1
スリナム	4.0	0	…	0.3	1.8	3.3	2.8
ベリズ	39.4	30.3	39.5	46.0	49.1	43.7	43.4
セント・キッツ	14.8	0	0	16.4	15.8	18.4	17.6
以上計	452.5	473.6	450.4	541.3	531.9	521.8	437.2
その他の地域							
フィジー	163.6	142.9	217.5	138.3	202.9	177.3	181.1
モーリシャス	487.2	436.9	432.4	518.3	517.1	488.3	458.0
マダガスカル	10.0	0	21.8	7.2	15.4	10.3	10.3
スウェーデン	116.4	92.5	105.7	108.5	11.7	132.0	144.2
ケニア	5.0	0	0	3.3	0.1	8.1	0.1
マウリタニア	20.0	2.3	15.6	11.6	10.6	21.4	22.9
ウガンダ	5.0	0	0	0	3.3	0	—
コロンビア	10.0	0	1	0	10.1	5.3	5.4
タンザニア	10.0	0	0	10.1	11.1	21.3	0
インドネシア	25.0	26.7	23.9	43.7	29.8	25.3	27.0
以上計	852.2	701.3	817.9	841.0	812.1	889.3	849.0
総計	1,304.7	1,174.9	1,268.3	1,382.3	1,344.0	1,411.1	1,286.2

(出所) 割当量: Bandet, B., *Sugar and Europe*, ブリュッセル, European News Agency, 1978年, 331ページ。

輸入量: *Statistical Bulletin (ISC)*, 1977年1月, 40~41ページ, 1982年1月, 15ページ。

(注) 1) 割当量は, 数字の入手し得た1978/79まではほとんどかわっていない。変更は次のとおり。1976/77, 1977/78, 1978/79で, 各々スリナム0.1, 4.0, 2.7; ケニア0, 5.0, …; ウガンダ3.0, 5.0…; コンゴ0, 10.0, 4.8。年度は, 7月1日から6月30日まで。

2) 年度は暦年。

度の導入, 国内生産者のための価格支持制度等のさまざまな政策をうち出してくる。1970年代後半以降のアメリカへの輸出は, 砂糖割当制に代わりこれらの保護主義的政策に大きく規制されるようになるのである。

以下においてはロメ協定砂糖議定書とアメリカの保護政策の概要を明らかにしたい。

1. 英連邦砂糖協定からロメ協定砂糖議定書へ  
イギリスのEC加盟に際し, 英連邦産糖の扱いが特に問題となった。それはECが共通農業政策のもとで甜菜糖生産を急増させ, 多量の輸出余力

を持つに至ったことによる(注2)。一方イギリスにとって英連邦産糖の輸入を継続することは, 輸出国の利益を守るためのみならず, これらの輸出国におけるイギリスの権益を守り, イギリス国内の製糖業を存続させていくためにも必要なことであった。そして関係各国の利害の調整の結果締結されたのが, ロメ協定砂糖議定書であった。

ロメ協定砂糖議定書は, 参加国からEC(主にイギリス)への砂糖輸出に関し, 輸出割当量と輸出価格を規定したものである。議定書の期限は定められていないが, EC側は2年前の予告により改

訂を要求することができるといわれている<sup>(注3)</sup>。第7表は協定締結時から1970年代末までの輸出割当量と輸出実績を示したものである。割当量は5年ごとに再検討されることになっている。1975/76年から5年間の割当量はおよそ130万トンであるが、それ以降も大きな変動はないようである。この数字は英連邦砂糖協定の協定価格割当総量177万トン(1972~74年)の73%にあたる。カリブ諸国の割当量についていえば、同じく協定価格割当量のおよそ60%である。ある国が割当量を満たしえない場合、不足分はその他の加盟国に再配分された。第7表の割当量と輸出実績を比較してみると、年度の違いにより厳密な比較はできないものの、アフリカ諸国で不足が生じ、割当不足量がカリブ諸国に再配分される傾向にあることが明らかになる。

輸出価格については、EC域内の生産者に適用される価格の範囲内で毎年交渉によりACP価格が決定された。ACP価格は取引価格がそれ以下になった場合、当局が買入れを保証した支持価格である。しかし実際の取引価格は、ACP産糖の輸入を一手にひきうけているイギリスのテイト・アンド・ライル社とACP諸国との間の交渉によって、ACP価格よりわずかに高く決められていたといわれている<sup>(注4)</sup>。EC域内の砂糖価格は価格支持制度により高く維持されており、それに準じて決定される価格は英連邦砂糖協定の協定価格よりはるかに高いといわれている<sup>(注5)</sup>。

旧イギリス領カリブ諸国は英連邦砂糖協定の終了、ロメ協定砂糖議定書の締結によって以前より高い価格を享受できるようになった。しかしその代償として40%の輸出割当を失った。ロメ協定砂糖議定書が旧イギリス領諸国の砂糖輸出の将来に対してもつひとつの問題点は、それが将来もAC

P諸国に安定した市場を保証するものではないという点である。最大の理由は1970年代後半以降のEC域内の輸出余剰の急増である。すでにEC域内生産者からACP産糖に対する攻撃の声があがっている<sup>(注6)</sup>。ECが現行の砂糖政策を続けるかぎり、このようなEC内からの圧力は強まりこそすれ弱まる可能性は非常に小さい。

## 2. アメリカ砂糖割当制の終了と保護主義の台頭

1974年にアメリカの議会で砂糖法の延長が否決された背景には、この年の11月にピークに達した記録的な砂糖価格の高騰がある。糖価高騰により割当制が価格安定機能を十分果たしえないことが明らかとなり、それが議会における砂糖法延長否決の直接の原因となったといわれている<sup>(注7)</sup>。しかしすでに以前から政府の砂糖政策に対しては、生産者の受ける利益に比して消費者の負うコストが大きすぎるとの批判があがっていた<sup>(注8)</sup>。

砂糖法は1974年末に失効し、1975年のアメリカへの輸出は年間700万ショート・トン(およそ630万トン)の総輸入枠の中で、従来の関税率で行なわれるようになった<sup>(注9)</sup>。それ以前の10年間の年間輸入量が300万トンから500万トンの間を推移していたことを考えると、実態としては輸入量の面では制限がなくなったといえる。

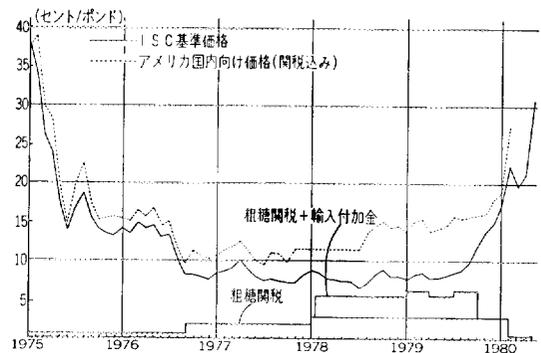
1974年11月以降、一転して砂糖価格は下落の一途を辿る。それは高価格に刺激されて世界の砂糖生産量が急増したこと、アメリカ国内において代替甘味料として異性化糖がめざましい市場進出をとげたことによる<sup>(注10)</sup>。価格が多くのアメリカの生産者の生産コスト以下までに下落したことにより、政府は1976年以降国内生産者保護のために、関税引上げ、輸入付加金制度、国内生産者価格支持制度等の導入を行なった。

1976年9月に、それまで過去20数年間にわたりポンド当たり0.625¢に固定されていた粗糖関税が1.875¢に引き上げられた。さらに1977年11月に2.8125¢へ引上げが発表され、1978年1月から実施されることとなった(注11)。ただしこれらの税率は一律に適用されたわけではなく、輸出額が一定金額以内の途上国産の砂糖については特惠免税措置が適用された。1978年において総輸入量の40%が免税措置の対象となったといわれている(注12)。カリブ諸国の中では少なくともドミニカ共和国に対しては輸出額が大きいため適用されなかった(注13)。

1977年11月に関税引上げが発表された際に、同時に輸入付加金制度の導入が発表された。それによると、ポンド当たり6.67¢未満の価格の砂糖に対しては従価50%の付加金が、ポンド当たり6.67¢以上10.00¢未満の砂糖に対しては、ポンド当たり3.32¢からポンド当たり6.67¢を超えた金額を差し引いた額の輸入付加金が徴収されることとなった(注14)。当初、価格に対し定率で徴収されていた輸入付加金は、1978年1月に粗糖ポンド当たり2.70¢(ただし輸入金額の50%を超えてはならない)の定額におきかえられた。そしてその後市場価格の変動にともない、3.35¢(1979年1月)、2.76¢(同年4月)、3.36¢(同年7月)、0¢(同年10月)、1¢(1981年9月)、1.531¢(同年10月)と変更された(注15)。

アメリカ政府は以上のように関税引上げと輸入付加金の徴収により輸入を抑制するばかりでなく、1977年5月には国内生産者価格支持制度を導入し、国内生産者の積極的な救済にのりだした。この制度は、政府が製糖業者の甜菜・甘蔗買取り価格と製糖業者の販売価格について支持価格を設定し、製糖業者に前者の価格以上での買取りを義務づけるとともに、製糖業者に対し国内市場価格

第2図 粗糖価格とアメリカ市場輸入障壁



(出所) ISC 基準価格: 精糖工業会『砂糖統計年鑑 1976年』220ページ; 同 1978年 241ページ; *Statistical Bulletin* (ISC), 1977年3月 117ページ; 7月 117ページ; 11月 117ページ; 1978年3月 117ページ; 7月 117ページ; 11月 116ページ; 1979年3月 109ページ; 7月 99ページ; 11月 98ページ; 1980年3月 98ページ; 7月 98ページ。アメリカ国内向け価格: Commodity Research Bureau, *Commodity Yearbook 1980*, 330ページ。関税, 輸入付加金については、本論文第Ⅲ節(注11)(注13)(注14)(注15)参照。

と後者の価格の差額をポンド当たり2¢を上限として補助金として支払うというものであった。甜菜・甘蔗生産者への支払いに際しては製糖業者はアメリカ金融公社の貸付を受けることができた。粗糖市場価格の支持水準は、1977/78年ポンド当たり13.50¢、1978/79年15.00¢、1979/80年15.00¢であった(注16)。国内生産者価格支持制度は、価格急上昇のために1980、81年には停止されたが、その後の価格下落のために82年に再度導入された(注17)。

以上のような保護政策がアメリカの砂糖輸入にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。第2図は1975年から80年までの砂糖価格の変動と輸入障壁を示したものである。このグラフから1976年9月まで僅少であった自由市場価格とアメリカ国内向け価格の差が同年9月の関税率引上げにより開き、78年1月に関税率がさらに引き上げられ、輸入

付加金制度が導入されるとその差が一層大幅に拡大することが明らかになる。一方この間のアメリカの粗糖の総輸入量をみると、1970~74年の年平均が498万トンをであったのが、75年351万トン、76年423万トン、77年529万トン、78年426万トン、79年444万トン、80年380万トンと、変動しながらも減少している。1975~80年の平均は426万トンであった(注18)。これらの事実から1976年以降にとられた一連の措置は輸入を抑制し国内価格を世界価格に対して高水準に維持することにより、国内生産者保護の役割を十分果たしたということができよう。カリブ諸国の中でこの政策の影響を最も大きく受けたのは、免税措置が適用されなかったドミニカ共和国であった。後に第8表でみるように、割当制の撤廃により1970~73年に年平均およそ67万トンであった対米輸出量は、76、77年には90万トンを超えるが、関税が引き上げられ輸入付加金が導入された78年には60万トンに激減した。その後も基調は減少傾向である。

(注1) 1982年5月に輸入割当制は再導入されている。ただしこの措置は、後に述べるように目的、適用の対象等で砂糖割当制とは大きく異なる。

(注2) ECの砂糖政策は、生産割当、価格支持、輸出補助金の三つの制度を主な柱としている。域内産砂糖に対しては一定の割当量と高い価格が保証され、さらに域外からの輸入に対しては法外な付加金が課される一方、域内産砂糖の輸出に対しては多額の輸出補助金が支払われたため、生産量、輸出量は増加の一途を辿っていた。輸出量はイギリスのEC加盟の前年である1972年に157万トン、世界の総輸出量の7割を占めていた。なおECはISAには未加盟だった(数字は日本精糖工業会『砂糖統計年鑑1973年』207、209ページ)。

(注3) Hurtado, 前掲書, 18ページ。

(注4) Commission of E. C., *Europe Information*, 第9号, 1979年, 8ページ。

(注5) 1975年のACP価格は1974年の英連邦砂糖協定価格よりおよそ60%高かった。Adams, N. A.,

"The Lomé Convention and Caribbean Trade," L. F. Manigat 編, *The Caribbean Yearbook of International Relations 1976*, トリニダード, Institute of International Relations, University of West Indies, 1977年, 264ページ。

(注6) たとえば欧州甜菜栽培者国際協議会の第27回大会(1978年6月)でのEC加盟国委員会アンリ・カイヤ委員長の報告参照(精糖工業会『海外砂糖情報』第15号 1978年 259~264ページ)。

(注7) FAO, *FAO Commodity Review and Outlook 1974-75*, ローマ, 1975年, 123ページ。

(注8) たとえば Johnson, 前掲書参照。

(注9) FAO, 前掲書, 123ページ。

(注10) アメリカにおける異性化糖の生産は1971年に始まったが、1977年末までに200万トンの生産能力を持つに至ったといわれている。FAO, *FAO Commodity Review and Outlook 1975-76*, ローマ, 1976年, 79ページ。

(注11) 精糖工業会『海外砂糖情報』第9号 1979年 167ページ。

(注12) 同上。

(注13) 同上誌 第13号 1981年 260~261ページ。その後粗糖関税率は糖価上昇により1980年2月に再びポンド当り0.625に引き下げられた。Commodity Research Bureau, *Commodity Yearbook 1980*, ニューヨーク, 1980年, 328ページ。

(注14) 精糖工業会『海外砂糖情報』第19号 1977年 399ページ。

(注15) 同上誌 第9号 1979年 167ページ。

(注16) 国内生産者価格支持制度について詳細は、同上誌 第10号 第19号 1977年; 第11号 1979年; 第10号 1981年参照。

(注17) 価格支持制度の再導入と1982年の輸入割当制の導入は密接な関係をもつ。価格支持制度を維持するためには多額の資金が必要であるが、それを支出せずすむ方法として、政府は支持価格を上まわる目標価格を設定し、関税と輸入付加金により目標価格を維持しようとした。しかし免税措置、輸入付加金の上限があるために果たせずに終わった。そして価格維持の手段として輸入割当制が導入されたといわれている。同上誌 第8号 1982年 166ページ。

(注18) 精糖工業会『砂糖統計年鑑1976年』203ページ; *Statistical Bulletin (ISC)*, 1977年1月, 110ページ。

ージ；同 1980年1月，93 ページ；同 1982年1月 43 ページ。

### III 1970年代後半のカリブ砂糖貿易

英連邦砂糖協定からロメ協定砂糖議定書へ，アメリカ砂糖割当制の終了から保護主義の台頭へと世界の大砂糖市場の大変動は，カリブ諸国の砂糖貿易にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。以下において検討を試みたい<sup>(注1)</sup>。

第8表は1974～80年のカリブ主要砂糖輸出国の輸出量を市場別に示したものである。地域・国別に輸出市場の変化をみていこう。

まず旧イギリス領諸国に関してであるが，第1

第8表 カリブ主要砂糖輸出国の市場別砂糖輸出量 (1974～80年)

(単位：1,000トン，粗糖換算)

		EC	アメリカ	コメコン ・中国	その他	計
* 旧イギリス 領諸 国	1974	473	309	21	135	938
	1975	451	256	25	126	858
	1976	542	234	10	105	891
	1977	529	175	1	99	804
	1978	518	243	—	85	846
	1979	435	222	—	148	805
	1980	396	266	—	58	720
	ド ミ ニ カ 共 和 国	1974	69	743	—	243
1975		109	702	33	164	1,008
1976		13	900	—	86	999
1977		—	921	—	196	1,117
1978		—	602	47	288	937
1979		—	724	—	311	1,035
1980		—	520	9	264	793
キ ュ ー バ		1974	71	—	3,170	2,250
	1975	50	—	3,941	1,753	5,744
	1976	186	—	4,220	1,358	5,764
	1977	—	—	4,656	1,582	6,238
	1978	—	—	5,069	2,162	7,231
	1979	51	—	5,048	2,170	7,269
	1980	0	—	3,930	2,261	6,191

(出所) *Statistical Bulletin*, 1977年1月，21，34，37，52，61，103ページ，1980年1月18，19，30，32，46，54，76，89ページ，1982年1月，4，10，19，21，33，41，ii，vi ページ。

(注) \* ガイアナ，ジャマイカ，トリニダード・トバゴ，ベリーズ，リーワード・ウィンドワード諸島。

にEC (=イギリス) への輸出が第6表に示した1970年代前半の数字の60%に減少した。これは前にも述べたとおりである。それに対してアメリカへの輸出が以前の2倍前後に増加した。しかし変動が激しい。これはアメリカの政策の変化を反映していると考えられる。イギリス市場から排除された40%のうちアメリカ市場に吸収されなかった部分は自由市場に依存せざるを得ない。そのことを反映して「その他」への輸出は1974年に大幅に増加した。しかし以降は減少傾向にある。総輸出量も減少している。

ドミニカ共和国についていえば，世界的な砂糖の供給不足により，1975～76年にECへの輸出が行なわれたが，単発的なものであった。砂糖割当制の撤廃により，1977年までアメリカ市場に対する依存度はそれ以前にも増して高まった。しかしアメリカの政策の変化に対応してそれ以降対米依存度は低下，「その他」の市場に対する依存度が高まりつつある。

旧イギリス領諸国とドミニカ共和国が従来の特惠市場の喪失により総輸出量を大きく変動させているのに対し，依然として社会主義圏市場を確保しているキューバは，この間に着実に総輸出量を増大させた。この増大が大きく社会主義圏への輸出増に負うものであることは，表から明らかであろう。

以上の1974年以降の各国の動向を，1970年代前半のそれと対比させながら整理すると次のようになる。1974年までのこの地域の砂糖は，特惠関係の存在に大きく規定されて，旧イギリス領諸国はもっぱらイギリスへ，ドミニカ共和国はアメリカへ，キューバは社会主義圏へ，そしてこれらの市場で吸収されない部分が自由市場へ輸出されていた。1974年の一連の事態はこの枠組を大きく変化

第9表 1970年代のキューバの砂糖生産に関連する諸指標

	単 位	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979
甘蔗栽培面積 <sup>1)</sup>	1,000ha	1,436	1,389	1,421	1,450	1,507	1,533	1,630	1,640	1,685
うち灌漑面積 <sup>1)</sup>	1,000ha	209	194	181	150	151	175	240	278	406
窒素肥料施肥面積 <sup>2)</sup>	1,000ha	238	181	448	425	612	682	946	1,075	1,176
同 施肥総量	1,000 t	29	23	71	71	109	130	171	196	213
同 1 ha当りの施肥量	kg/ha	122	124	158	166	178	190	181	182	182
除草剤散布面積	1,000ha	725	1,046	961	1,080	1,377	1,567	1,503	1,748	1,870
収穫機械化面積	1,000ha	704	607	838	1,077	1,372	1,307	1,462	1,545	2,040
甘蔗圧搾量 <sup>3)</sup>	100万 t	51.5	43.5	47.5	49.6	50.5	52.0	56.1	67.0	73.0

(出所) Comité Estatal de Estadística, *Anuario Estadístico de Cuba 1976*, ハバナ, [c1977] 62, 64, 85ページ; 同 1979, 67, 70, 88ページ。

(注) 1) 各年12月31日の数字。

2) 第1回目の施肥面積のみ。

3) 刈取シーズンごとの圧搾量, たとえば1971年の数字は1970~71年の刈取シーズンの数字である。

させた。まず第1に、自由市場の比重が増大した。それまで特惠市場へ輸出されていたものが、その縮小により自由市場へ流れたためであった。第2に、新たに再編された旧特惠市場においても、輸出国は従来の安定した地位を保つことが不可能となった。アメリカにおいては保護主義が台頭し、アメリカ政府の打ち出す政策が各国の輸出量にただちに影響を及ぼすようになる。イギリスにおいても輸入割当量が従来の60%に削減された。しかもこの60%も将来を保証されているわけではない。一部を除き特惠の傘を取り払われたことにより、関係国の砂糖輸出は不安定性を増している。それに対しいまだ社会主義圏市場を確保しているキューバは砂糖輸出国としての地位を一層強固なものとした。

世界砂糖市場における自由市場の比重の増大、先進諸国における甜菜糖生産の急増、異性化糖の進出等々の要因により、砂糖輸出国は厳しい国際競争にさらされることとなった。それによってカリブ諸国の中で最も大きな打撃を受けたのは、旧イギリス領諸国であった。旧イギリス領カリブ諸国の砂糖の生産コストは他の産糖国のそれと比較して高いといわれている<sup>(注2)</sup>。その原因としてし

ばしば指摘されるのは、機械化の遅れ、賃金コストの上昇、砂糖生産用地の縮小等である<sup>(注3)</sup>。高生産コストにもかかわらず旧イギリス領カリブ諸国の砂糖輸出が維持しえたのは、ひとえに特惠市場の存在によるものであった。旧イギリス領諸国から自由市場への輸出は1974年に急増したが、それ以降は減少傾向にある。そのことは、激化する砂糖輸出国の国際競争の中で旧イギリス領諸国が弱い立場におかれていることを反映していると考えられる。

旧イギリス領カリブ産糖の国際競争力に関連して指摘しておきたい点は、政府の経済開発政策との関連である。キューバ、ドミニカ共和国両政府が砂糖を外貨獲得のための主要手段とみなし、積極的に砂糖産業を発展させる政策をとっているのに対し、独立以降、ほとんどの旧イギリス領カリブ諸国は砂糖依存経済からの脱却を政策目標として掲げ、農業部門の多様化、砂糖以外の外貨収入源の開発を推進してきた。各国の輸出に占める砂糖の比重が依然として高いことは前に指摘したとおりであるが、いくつかの国はすでに砂糖をしのぐ外貨収入源をもつに至っている。たとえばトリニダード・トバゴの石油・石油製品、ジャマイカ

のボーキサイト・アルミナ、バルバドスの観光産業である(注4)。さきあげた高生産コストのいくつかの要因は、このような各国の砂糖依存経済からの脱却過程の負の側面として位置づけられるのではないだろうか。それに対してたとえばキューバは、砂糖産業を積極的に発展させ、そこで得た外貨で長期的に工業化を図っていく政策をとっている。革命直後はキューバも旧イギリス領カリブ諸国と同様に、砂糖依存経済からの脱却を政策目標として掲げ、農業部門の多様化、工業化に着手したが、過度に砂糖輸出に依存した経済構造のために、砂糖生産が落ち込むことによって経済多様化政策自体が行きづまった。そのため、1963年に前述のような政策への転換がなされた(注5)。第9表は政府の砂糖産業育成の努力を反映すると考えられる1970年代の砂糖生産に関連したいくつかの数字を掲げたものである。いずれの項目についても数字は着実な伸びを示している。1970年代のキューバの砂糖輸出量の増大は、このような数字の伸びに象徴される国内の生産体制の拡充、それを推進させた政府の砂糖産業育成策をもって初めて可能となったと考えられる。そのことは1970年代の砂糖輸出の増大がコメコン・中国市場のみならず、「その他」の市場においてもみられることから十分推測されることである。

もとよりカリブ諸国の砂糖の国際競争力を各国の国内要因から説明するためには、経済政策のみならず各国の生産体制へのより立ち入った分析が必要であろう。それについては今後の課題としたい。

(注1) 本文ではイギリス、アメリカ、コメコン・中国市場以外を自由市場と呼んでいるが、1978年ISAにおいては1968年ISAと異なりアメリカへの輸出量に關しては輸出割当量の枠外におくという規定はみられない。ゆえに厳密に言えば1978年以降はアメリカ市場

は自由市場に組み入れるべきであろう。しかしここでは前後の比較を容易にするために、便宜上、アメリカ市場とアメリカ市場を除く自由市場をわけて考え、後者を自由市場と呼ぶことにする。

(注2) たとえば U. S. Department of Agriculture, 前掲書, 102ページ; Grissa, 前掲書, 29ページ。前者は、1975年の粗糖生産コストについてポンド当りバルバドス10.6<sup>ポンド</sup>、ジャマイカ13.3<sup>ポンド</sup>、トリニダード・トバゴ15.6<sup>ポンド</sup>という数字をあげている。同書が低コスト産糖国と指摘するドミニカ共和国の1977年の粗糖生産コストはポンド当り10.0<sup>ポンド</sup>であった (U. S. Department of Agriculture, 前掲書, 103, 117ページ)。また A. Grissa は旧英領カリブ諸国の平均生産コストが1960年代後半以降上昇し、英連邦砂糖協定価格を上まわるに至ったと指摘している。

(注3) U. S. Department of Agriculture, 前掲書, 106ページ; Grissa, 前掲書, 29ページ。

(注4) トリニダード・トバゴの場合、1978年において輸出総額の91%が石油・石油製品で占められていた。輸入についてもその40%がサウジアラビア、インドネシアからの原油が占めている。同国が原油産出のみならず石油精製に自らの存立基盤を見出しつつあることが推測される。同じく1978年においてジャマイカの輸出総額の72%をボーキサイト、アルミナが占めていた。近年の注目すべき傾向は、付加価値のより高いアルミナの輸出の比重の増大である。1969年に輸出総額の30%であったのが、78年に53%に急増している。しかもその50%前後がEC、アメリカ以外への輸出であった。従来アメリカにおいて行なわれていた精錬を国内で行なうことにより工業化の一助とし、あわせて輸出相手国の多様化を図りつつあることが明らかになる。バルバドスの場合、1971年には観光収入が輸出収入を凌駕するに至っている。Central Statistical Office, *Overseas Trade 1978*, トリニダード, 1981年, Part B xii, 4ページ; Department of Statistics, *Statistical Yearbook of Jamaica 1979*, キングストン, 1980年, 594~595ページ; Eurostat, *ACP Yearbook of Foreign Trade Statistics 1972-1978*, ルクセンブルグ, 1981年, 293ページ; Jainarain, 前掲書, 219ページ, Table 9-14.

(注5) Brunner, 前掲書, 31~35ページ。

## 結びにかえて

1970年代は世界砂糖市場の激動期であった。1974年までの世界砂糖市場は、主にイギリス、アメ

リカ、社会主義圏市場から成る特惠市場と自由市場に大きく二分され、前者においては特定の輸出国との間で価格・量の面で安定した取引が行なわれ、一方後者においては量の面で国際砂糖協定の規制を受けるとはいえ、ほぼ自由競争に近い形で取引が行なわれていた。それが1974年末にイギリス、アメリカ二つの市場における特惠取引を規制していた英連邦砂糖協定とアメリカ砂糖法が終了することによって、世界砂糖市場は次の2点で大きく変容をとげることとなった。第1点は特惠市場の縮小と自由市場の拡大である。英連邦砂糖協定はロメ協定砂糖議定書におきかえられ、協定加盟国の一定の利益は守られることとなったが、特惠市場の規模は取引量で従来の7割に縮小された。一方アメリカ市場においては1975年以降は輸出国に対する量的制限はなくなった。つまりアメリカ市場は自由市場に組み入れられたことになる。第2の変化は自由市場の拡大によって、輸出国にとって砂糖輸出がより不安定となった点である。それは激化する国際競争の中で輸出市場を確保せねばならなくなったため、またアメリカ市場におけるめまぐるしい政策の変化の影響を受けるようになったためである。

1974年まで特惠市場への輸出に大幅に依存していたカリブ産糖国は、以上のような世界市場の変動の影響を大きく受けることとなった。従来旧イギリス領諸国はイギリスへ、ドミニカ共和国はアメリカへ、キューバは社会主義圏へ、そしてこれらの市場で吸収されない余剰部分が自由市場へ輸出されていたのが、特惠市場の縮小に伴い旧イギリス領諸国とドミニカ共和国については自由市場への依存度が増大した。そしてそれによってこれら諸国の砂糖輸出は不安定性を増すようになった。アメリカ市場向け輸出についていえば、割当

制が撤廃されたことによって一時的に対米輸出量は増大したが、その後はアメリカ政府が相次いで打ち出してくる保護主義的政策によって対米輸出は大きく規制されるようになった。一方旧イギリス領諸国、ドミニカ共和国とは対象的に、社会主義圏市場をいまだ確保しているキューバは、この間に砂糖輸出国としての地位を一層強固なものにした。

世界砂糖市場における自由市場の比重の増大、そこにおける輸出国間の国際競争の激化により、砂糖輸出国の将来は以前にも増してその国際競争力に左右されるようになった。カリブ諸国の砂糖の国際競争力に関していえば、自由市場における動静から判断するかぎり、キューバ、ドミニカ共和国と比較して旧イギリス領諸国の競争力は弱い。その要因を明らかにするためには、各国の生産体制へ分析を進める必要があるが、本稿ではその糸口として政府の経済開発政策における砂糖産業の位置づけの相違という点を指摘した。つまり端的に言えば、旧イギリス領諸国の経済多様化政策がこれら諸国の砂糖の国際競争力を弱め、他方キューバ政府の砂糖産業育成策がキューバ糖のそれを強化したという視点である。ただし説明不十分であることは筆者も認めるところであり、たとえば旧イギリス領諸国の高生産コストの諸要因と経済多様化政策を関連づけるためにはその間にいくつかの媒介項が必要であろう。またキューバ政府の砂糖産業育成策から砂糖産業の発展を説明するためには、政策遂行過程を丹念に追っていく必要がある。本稿で明らかになった1970年代の世界砂糖市場の変容をふまえて、今後は上記の諸点も含めた各国の生産体制の検討を行なっていきたい。

(アジア経済研究所調査研究部)